文学部学科履修規程

昭和50年４月１日　制定

第１章　総　　則

第１条　別府大学学則（以下「学則」という。）第35条及び第43条第１項に基づきこの規程を定める。

第２章　科目の履修

（卒業資格）

第２条　学則第43条に定める卒業の要件を備えるためには、次の表に掲げる科目区分に応じた単位を修得しなければならない。

文学部

科目区分＼学科	国際言語・文化学科	史学・文化財学科	人間関係学科
教　養　科　目	32単位以上	32単位以上	32単位以上
専　門　科　目	68単位以上	68単位以上	68単位以上
教養科目・専門科目	24単位以上	24単位以上	24単位以上
合　計	124単位以上		

２　教養科目及び専門科目の履修方法については、別表をもって定める。

第３条　学則第27条の規定に基づいて開設した「外国人留学生及び帰国子女を対象にした科目」（以下「日本語科目」という。）は、16単位まで教授会の議を経て卒業の要件として修得しなければならない教養科目群の単位にあてることができる。

２　日本語科目において修得した単位は、教養科目群の科目区分中コア１からコア５までの授業科目の単位にあてるものとする。ただし、コア科目を除いた他の授業科目において修得したものとみなすことはできない。

（各学年終了時における最低取得単位数及びＧＰＡ基準）

第４条　各学年終了時における教養科目及び専門科目の単位数を合計した取得すべき最低単位数は、次のとおりとする。

１年次　28単位

２年次　56単位

３年次　84単位

２　最低達成すべき学業評価指標（Grade Point Average）（以下「ＧＰＡ」という。）は、当学期及び通算共に0.5とする。なお、ＧＰＡについては、「別府大学におけるＧＰＡ制度の取扱いに関する規程」に定めるところによる。

（修学指導及び退学勧告）

第５条　各学年終了時における取得単位数が前条第１項に定める基準を満たさない場合及び当学期ＧＰＡ並びに通算ＧＰＡが前条第２項に定める基準を満たさない場合は、修学指導を行う。

２　前項の修学指導を行ったにもかかわらず、なお成績が改善される見通しが立たない場合は、成業の見込みのない者として、教授会で審議の上、退学を勧告することがある。ただし、疾病等による休学等正規の手続きを経た者については、この限りではない。

第３章　受　　講

（受講手続）

第６条　学則で定める授業科目を受講するためには、年度当初の所定の期日までに所定の受講手続を完了しなければならない。

第７条　学生が所属する学科の授業科目を受講する時は、コンピューターによる履修申請をしたうえで履修登録票を教務課に、受講票を授業科目の担当教員にそれぞれ提出しなければならない。

２　学則第26条の２の規定によって履修科目として登録することのできる単位数の上限は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 前学期又は後学期において履修登録できる教養科目（日本語科目を含む。）及び専門科目の単位数は、各年次ともに各学期24単位までとする。

ただし、通算ＧＰＡ又は前学期ＧＰＡが3.5以上の学生には、当該学期の履修上限を26単位まで緩和する。なお、通年の授業科目の単位数は、二分の一を各学期に振り分けて計算する。

(2) 前号の単位数には次に揚げる単位は含まない。

ア　教養科目及び専門科目以外の教育職員免許状の取得等の免許・資格取得に係る授業科目の単位

イ　卒業論文、卒業制作及び卒業研究の単位

ウ　集中講義の授業科目の単位

エ　単位互換科目の単位

オ　学則第32条・第33条及び第34条に定める認定科目の単位

(3) 前第一号は、学則第22条 ・ 第23条並びに第24条の定めにより入学した者、第42条の定めにより転学部等した者には適用しない。

第８条　正当な理由がなくて所定の期間中に受講手続を完了しない者は、授業を受講することができない。

第９条　受講手続後の履修科目の変更・追加・取消しは原則として認めない。

第４章　単位の修得

（単位の修得）

第10条　一つの授業科目の単位を修得するためには、その授業を受講して単位認定試験（以下「試験」という。）に合格しなければならない。

２　試験に合格しなかった者及び試験を受けなかった者が当該授業科目の単位を修得しようとする時は、改めて第７条に定める受講手続をして授業を受講なければならない。

第５章　試験及び成績

（試　験）

第11条　試験は学期末に期間を定めて実施する。ただし、この期間に実施できない時は、学長が別に定める期間に実施することができる。

２　前項の試験は、筆記によるものを原則とする。学習の成果を評価するために研究報告・論文等をもってこれに代えることができる。

３　実習・実験または実技の方法で授業を行うものは、前項の規定によらない方法で学習の成果を評価することができる。

４　第１項の規定にかかわらず、授業科目によっては定めた期間外に試験を行うことがある。

（受験資格）

第12条　次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

(1) 試験を受けようとする授業科目を、当該学期において受講手続を完了していないとき。

(2) 試験を受けようとする授業科目に対する出席時数が総授業時数の３分の２（ただし、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第３号）第１条第18号に掲げる「ソーシャルワーク実習」については５分の４）に満たないとき。

(3) 授業料その他の納付金未納のとき。

(4) 受験中に学生証を所持していないとき。

(5) 試験開始後25分以上遅刻したとき。

（成績評価）

第13条　成績評価は第11条に定める試験等によって行い、これには授業中における小テストなどの結果を加味することができる。

第14条　別府大学学則第31条に定める成績評価は、授業科目の試験等による成績を０点から100点の範囲において点数で評価する。

２ 点数に対する評語は次の表のとおりとする。

評価基準	左に対応する評語	単位認定
90～100点	ＡＡ	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

3　学修達成度の判定基準は、次の表のとおりとする。

点数・評語	左に対応する学修達成度の判定基準
90～100点　　ＡＡ	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験等において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89点　　Ａ	授業科目の内容を良く理解しており、試験等において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
70～79点　　Ｂ	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験等において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
60～69点　　Ｃ	授業科目の内容は理解でき、試験等において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。
59点以下　　Ｆ	試験等において合格と認められる「Ｃ」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。

4　前三項に定める成績評価のほか、点数を係数（Grade Point）で表し、取得した係数の平均値による学業評価指数（ＧＰＡ）を算出することによって、総合的な学修達成度を評価する。

（登録の取消し）

第15条　受験中に不正行為を行った者に対しては、その学期中の全科目の登録を取り消す。

2　受験中に答案を持ち出した者については、その受験科目の登録を取り消す。

（追試験）

第16条　正当な理由によって学期末試験期間に試験を受けることができなかった者に対しては、本人の願い出により、審査の上、追試験を行うことができる。

2　追試験の願い出は病気の場合には医師の診断書を、それ以外の事由の場合には証明書を添付し、試験終了後の所定期間に願い出なければならない。

3　学長は、追試験の願い出に係る審査を教務委員会に付託するものとする。

4　審査の結果は、学科の教務委員から当該学生に伝達する。

5　追試験の受験料は徴収しない。

第17条　追試験を許可された授業科目の追試験を欠席した時は、当該追試験は実施しない。

（再試験）

第18条　試験等の結果、不合格として評価した授業科目は再試験を行うことができる。

2　１～３年次生については、人間関係学科の専門科目における、公認心理師、社会福祉士、および精神保健福祉士の国家試験受験資格取得に必要な必修科目（実験、実習科目を除く）に限り、本人の願い出によって学期毎に５科目まで受験することを認めることができる。

3　４年次生については、本人の願い出によって年度間を通じて５科目まで受験することを認めることができる。

4　再試験を実施する授業科目は、当該年度に開講しているものに限るものとする。

5　受験の願い出は、当該学期の試験終了後の所定の期日までに受験料を添えて教務課に行うものとする。いったん納めた受験料は、これを返還しない。

6　再試験の成績評価は60点を限度とする。

（その他）

第19条　この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

1．この規程は、昭和50年４月１日から施行する。

（略）

26. この規程は、平成28年４月１日から施行し、平成28年４月１日に在籍する学生から適用する。

27. この規程は、平成30年４月１日から施行し、平成30年４月１日に在籍する学生から適用する。

28. この規程は、平成30年９月11日から施行し、平成30年９月11日に在籍する学生から適用する。

29. この規程は、平成31年４月１日から施行する。ただし、第３条の規定は平成31年度の入学生から適用する。

30. この規程は、令和３年４月１日から施行し、令和３年４月１日に在籍する学生から適用する。

31. この規程は、令和５年４月１日から施行し、令和５年４月１日に在籍する学生から適用する。

.